

地方公務員の給与削減に関する緊急要請について

国は、平成25年1月8日の「国と地方の協議の場」において、国家公務員給与の削減措置に準じて、平成25年度の地方公務員給与を平均で7.8パーセント減額するよう求めるとともに、それに伴う地方交付税の削減を示しております。

そもそも、今回の国家公務員の人員費削減に関しては、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性から「国家公務員給与に係る臨時特例法」を制定し、国の責任において実施したものであります。また、法附則第12条では、「地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。」とされており、地方の行政運営に関わる事項は、国が指示すべきものではなく、地方自らの判断に基づくものでなければなりません。

県内の多くの町村では、地域の実情や危機的な財政状況を踏まえて、これまででも独自の給与削減や定員削減を断行する等、国に先駆けて行財政改革を実施してきたところであります。

一方、国はこれまで、行財政改革に基づき自らが給与削減を実施しておらず、行財政改革の取組みは地方に比べて遅れていると言わざるを得ません。

こうしたことから、地方固有の財源である地方交付税を削減するなど、国が地方に対して給与削減を実質的に強制することは、地域のことは地域で決めるという地方分権の理念と法附則第12条の立法の経緯を踏まえると、とても容認できるものではありません。

よって、国におかれでは、平成25年度予算において、地方公務員の人員費削減を前提とした地方交付税の削減を行うことのないよう強く要請します。

平成25年1月22日

千葉県町村会長 岩田 利雄